

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

おおわに

1月号

令和6年
(2024年)
No.744



今月のおもな内容

◇町長新年挨拶	2
◇まちの話題	3
◇まちのお知らせ	4
◇こちら警察・消防	16
◇おおわにかわら版	18
◇月替わりの掲載コーナー	19
◇弘前大学との協働の紹介など	20

『住みたい・住み続けたい』

心豊かに暮らせるまちづくり

明けましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、町政運営に関しましては、特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、3年を超える長期間、度重なる感染拡大を繰り返した新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行しました。

この感染症がもたらした人流の停滞による各種産業、ことに観光業の大幅な落ち込みは、地域経済が回り始めたことで持ち直しの傾向が見え始めております。しかし、今冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されますので、ワクチン接種や基本的な感染防止対策に努めてくださるようお願いいたします。

コロナ禍の影響で建設及び開所に遅れが生じていた町立大鰐診療所ですが、昨年10月1日によりやく開所することができました。病院から診療所へと形態は変わりましたが、これからも安心して暮らし続けていただくために、介護・保健・福祉、及び周辺医療施設との密接な連携を築き、皆様の健

康を守り、生活に寄り添う医療を目指してまいります。

昨今頻発する災害への対応につきましては、町の喫緊の課題の一つであります。昨年8月の大雨では、農地の冠水や道路の法面崩壊などの被害が発生しました。また、年間を通じて複数件の火災も発生し、尊い生命と財産が失われました。町では、「災害に強いまちづくり」の重要性を再確認したところであり、被災箇所の早期復旧に努めるとともに、防災訓練や非常用物資の備蓄等も継続的に実施し、今後も関係機関と協力しながら町の防災対策を徹底してまいります。

また、防災拠点となり得る役場庁舎の建て替えにつきましても、昨年度から本格的に検討を進めており、町に相応しい新庁舎の整備方針と計画を定め、町民の誰もが親しみをもち、安全で利用しやすく、かつ職員が働きやすい施設を目指してまいります。

町の主要産業の農業振興策につきましては、生産者の足腰を強靱にするべく、農業生産施設整備に対しての支援強化や減収対策支援など、多面的で重

層的な対策で農業を支えてまいります。

第6次大鰐町振興計画につきましては、未来に希望を持つことができるまちづくりを町民の皆様とともに推進し、将来にわたって持続的な成長を維持していく指針として、「わになってみんなポカポカ大鰐町」をまちの将来像に掲げて、昨年3月に策定しました。近年の人口減少・少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症対策

の経験による新しい生活様式への変化、原油・エネルギー価格その他の物価高騰などにより、これまで経験したことのない時代への転換期を迎えています。行政需要が複雑多様化する中、町の財政は依然として厳しい状況ではありますが、合理的で機能的な行政運営に努め、引き続き財政規律を堅持し効率的で効果的な財政運営を推進していくとともに、人口減少の克服、町の主産業である農業を主体とした事業承継、産業振興及び観光振興など、今後も積極的に取り組んでまいれる所存です。

また、振興計画に基づき町の情報をいち早く届けるため、LINE公式アカウント「わにLINE」を昨年末に



開設したところでもあります。観光や生活情報のほか、災害時に役立つ気象・避難所等の情報などを知ることができる新たなツールとして、広く認知され、皆様に活用されることを期待しております。

すべての町民の笑顔を守るため、これからも「安全・安心」に「健やか」で「心豊か」な暮らしができ、また、町民一人ひとりが繋がりが大きな輪になることで、皆様が「温かい」と感じ、そして「住みたい、住み続けたい」と思っていただけのようなまちづくりに、職員と一体となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が町民の皆様にとりまして、健康で実り多い年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶いたします。

大鰐町長 山田 年伸



成田晴風選手が表敬訪問しました

成田晴風選手が先日行われたプロ野球ドラフト会議にて、埼玉西部ライオンズに4位で指名を受けたことを町長へ報告しました。

成田選手は、「一軍に上がって活躍している姿を大鰐町の皆さんに見てもらいたい。これからも応援よろしくお願いします。」と述べました。町長は「町民の皆さんと一生懸命応援していきます。ケガのないように頑張ってください。」と激励しました。成田選手から、町長にサインボールが手渡されました。

東北地区スポーツ推進委員 功労者表彰

第64回全国スポーツ推進委員研究協議会青森大会にて、本町スポーツ推進委員の大川信昌氏と吹田良子氏の2名が30年以上勤続したことに對して感謝状の表彰を受けました。

大川氏は「30年、ただ一生懸命やってきただけです。あつという間でした。」と述べ、それに対して町長は「長年にわたり、地域のスポーツ発展にご尽力いただきありがとうございます。」と感謝を述べました。



大鰐温泉スキー場オープン グセレモニーが行われました

大鰐温泉スキー場で12月16日、今季の営業にあわせて、オープニングセレモニーが行われました。

積雪不足のため、コースオープンは延期となりました。

同スキー場指定管理者である東洋建物管理株式会社の七尾嘉信社長は「今年も安全・安心して、多くのお客様に楽しんでもらえるようスタッフ一同で頑張る」と述べました。

その他、大鰐保育園の創作太鼓、大鰐小学校マーチングバンドによる演奏も行われ、息の合った演奏と所作、かわいらしい掛け声で、来賓やつめかけた保護者らを楽しませました。

寄付をいただきました

社会福祉法人 北光会より、小学校、中学校の音楽活動の費用として、現金20万円の寄付をいただきました。小田桐磨理事長より「子供たちの音楽活動のために役立ててほしい」と、同法人開催の音楽コンサートの際に、招待されていた小中学校の校長に手渡されました。

町では、小中学校の音楽活動の費用として利用する予定となっています。

開始!

あなたが知りたい町情報を すぐに入手できるようになりました!

大鰐町公式 LINE がいよいよ運用開始となり、住民の皆さんに町の情報をいち早くお届けできるようになりました。町の「情報発信ツール」として、防災・災害やイベント、子育てなどの生活に関する情報を発信します。友だち登録がまだの方は、この機会にぜひ登録をお願いします!



自宅近くの避難所がわかる!



「防災」では、「防災無線」や「ハザードマップ」の内容を確認することができます。また、「避難所情報」で「避難所検索」をタップし位置情報を送信すると、近くの避難所を教えてください。
※送信された位置情報は、避難所の検索のみに使用します。

避難所がどこにあるのかを簡単に調べることができます!
総務課 関主査

いざという時に備えて事前に確認しておきましょう!
総務課 須藤主査



受け取りたい情報を選べる!

「メインメニュー」の「受信設定」で、大鰐町が発信する情報の中から受け取りたいものを選べます。

～受信できる主な情報～

- ☐ イベント情報
- ☐ 生活関連情報
- ☐ 農業情報
- ☐ 健康・医療情報
- ☐ その他

友だち登録の手順

登録の方法は3パターン ※端末によって操作方法などが異なる場合があります。

1

LINE のホーム画面で「大鰐町」を検索し、公式アカウントを選択



追加をタップして登録



2

ID 検索で登録

@owani_town

3

QR コードで登録



※掲載しているスマートフォン画面は開発段階のものです。



大鰐町公式LINE 『わにLINE』が運用開始

問い合わせ先

大鰐町役場 ☎ 0172-48-2111



知りたい情報にアクセスしやすいメニュー



トーク画面の下に「メインメニュー」「町の魅力」「防災」の3つのメニュー画面を設置し、欲しい情報を見つけやすく、たどりつきやすい画面にしました。

ホームページでよく検索されている項目や、町の魅力、防災に関する情報を一目でチェックできます！さまざまなページにリンクするので、ぜひお試しください。

総務課 松田主事



ごみの分別方法をチャットボット(※)が教えてくれる！



「メインメニュー」の「ごみの分別」-「ごみの出し方」をタップすると、「分別一覧」や収集日程などの情報を収集することができます。分別方法を知りたいときは、ごみの名前をキーボードで入力（左下のキーボードのアイコンをクリック）、送信すると、正しいごみの出し方や分別方法をチャットボット(※)が教えてくれます。

※「チャットボット」…人工知能ロボットが自動的に回答する会話型システムのこと

ごみの分別方法については、普段から迷うことが多いと思います。そんな時、チャットボットで聞くとすぐに答えが返ってくる、とても便利な機能です！

住民生活課 木田主事



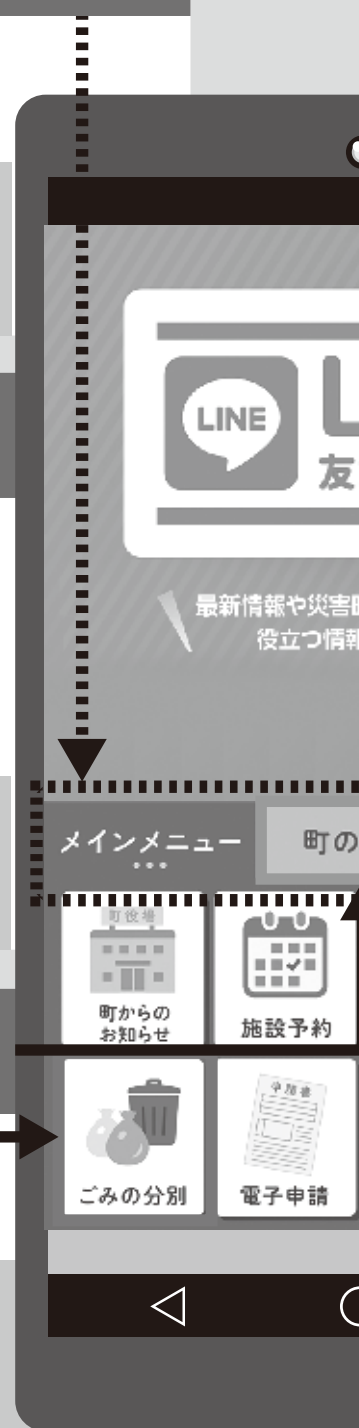
おすすめスポット情報を入手できる！



「町の魅力」の「おすすめスポット」では、町内の飲食店や観光スポットを検索でき、マップでその場所を確認することができます。

おすすめスポットには、写真と一言メモを掲載しています！ご自身で、町の新しい魅力を発見してみたいですか？

企画観光課 奈良主事



まると大鰐秋の感謝祭が開催されました

まると大鰐秋の感謝祭が令和5年11月25日(土)、26日(日)の2日間、地域交流センター「鰐 come」とまちなかで開催されました。

初日は雪が降る悪天候に見舞われましたが、両日ともにたくさんの来場者で賑わいました。

Memories



久吉ダム水道企業団からお知らせ

●冬期間の『水道料金』について

1月から3月までの冬期間は積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。

このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3か月分の平均使用水量を各月の使用量とみなし、料金を算定して請求させていただきます。なお、過不足が発生した場合は、4月以降に精算しております。

冬期間における水道料金等のご不明な点については、企業団までお問い合わせください。何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

●水道の凍結について

冬期間の凍結による水道管の破損には、十分注意しましょう。

万が一水漏れがあった場合は、当企業団指定業者に修理してください。

※凍結防止のための水の出しっ放しについては、軽減対象にはなりませんのでご了承ください。

指定給水装置工事事業者は
こちらをご覧ください→



●水道使用の開始・中止について

水道の使用を開始・中止される場合、予定日の4～5日ほど前までに当企業団までお問い合わせください。

■お問合せ

久吉ダム水道企業団 ☎48・2229



大韓航空 青森・ソウル線の運行再開決定！

大韓航空 青森・ソウル線が令和6年1月20日（土）から運行を再開します。

【運行開始日】

令和6年1月20日（土）から

【ダイヤ】

週3便（火、木、土）運行

仁川発 午前10時30分→青森着 午前12時50分

青森発 午後1時55分→仁川着 午後4時55分

【運行機材】

B737-8（146席）

3年10か月ぶりの再開となり、心待ちにしていた方も多いと思います。直行便で行きやすくなった韓国で、グルメや観光など満喫してみたいのではないでしょうか。

仁川空港は世界各地への路線を持つハブ空港です。ぜひ、韓国をはじめ世界各地へのご旅行などにご利用ください。

○青森県庁 HP「青森・ソウル線関連情報」

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/kotsu/beyondseoul_2020.html



令和5年度おおわに冬季観光キャンペーン

町では、町内の観光需要の促進や地域経済の活性化を図ることを目的とした、冬季観光キャンペーンを実施しています。

【内容&対象者】

①町内宿泊施設に宿泊する方

⇒宿泊日当日または翌日のリフト1日券が無料！

②鰐 come でリフト券を提示した方

⇒入浴料大人150円引き、小人70円引き！

【キャンペーン期間】

令和5年12月16日（土）から令和6年3月10日（日）まで

※大鰐温泉スキー場営業開始日から終了日まで



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

【町内宿泊施設】

	宿泊施設名	電話番号
1	青森ワイナリーホテル	48・2881
2	正観湯温泉旅館	48・3000
3	昇泉閣紅葉館	48・3231
4	昭和温泉旅館すみれ	55・5983
5	不二やホテル	48・3221
6	星野リゾート 界 津軽	050・3134・8092
7	ヤマニ仙遊館	48・3171
8	料理旅館 福士館	48・3135
9	旅館 きしもと	48・3267
10	温泉民宿 赤湯	48・2315
11	畑山温泉民宿	48・2031
12	民宿河鹿荘	48・2339
13	星の丘 IN おおわに	050・1325・5558

■お問合せ

◆リフト券に関すること 大鰐温泉スキー場 ☎49・1023

◆入浴券に関すること 大鰐町地域交流センター「鰐 come」 ☎49・1126

◆宿泊に関すること 上記の町内宿泊施設

地域包括支援だより

あなたの暮らしを支える 「医療」と「介護」

～病気になっても住み慣れた地域で暮らしたい～

「在宅医療」「在宅介護」を知っていますか？

「在宅医療」とは、病気や心身の障がい等で通院が困難となった際に、医師や歯科医師、看護師や薬剤師等が、自宅や有料老人ホーム等の「生活の場」に訪問して行う医療のことです。

「在宅介護」とは、高齢の方や病気、障がい等を持っている方が、自宅で必要な介護サービスを受けることです。

「在宅医療・在宅介護」を支える専門職

病気や介護等の不安を抱えた方には、さまざまなサポートが必要です。

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、

医療と介護の専門職が連携して、在宅生活をサポートします。



10月30日(月) 町内の医療関係者(医師・看護師・薬剤師)、介護関係者(ケアマネジャー・ヘルパー・施設職員等)、行政が集まって、身寄りのない方への支援をテーマに話し合いを行いました。

大鰐町では医療と介護の専門職で顔の見える関係づくりを行い、連携を深めています。

自宅での医療や介護をお考えの際は

☐ 今、自宅で生活している人は
→ 「役場の地域包括支援センター」に相談。

☐ 今、病院にいる人は、
→ 「病院のソーシャルワーカー」に相談。

※ソーシャルワーカーは福祉や医療等の相談支援を行う専門職です。ソーシャルワーカーが不在の病院は、まずは、看護師等に相談してください。

☐ 今、介護認定を受けて介護保険サービスを利用している人は
→ 「事業所のケアマネジャー」に相談。



後期高齢者医療被保険者のみなさまへ ～75歳以上の方にお知らせです～

●交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、住民生活課国保年金係または青森県後期高齢者医療広域連合までお問合せください。

後期高齢者医療保険料
第7期 納付期限
令和6年1月31日（水）まで

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

確定申告等に必要な年金の通知書がマイナポータルで受け取れます

これまで書面により交付していた公的年金等の源泉徴収票や社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を、e-Taxでの確定申告等で利用できるように、マイナポータルで電子データの受け取りが可能となりました。

令和5年9月までに、マイナポータルからねんきんネットをご利用いただいているすべての方に電子送付

されています。書面で受け取っていた方も、ねんきんネットからの再交付申請により電子データを受け取ることができます。ただし、令和3年以前分の電子データは確定申告で使うことはできません。

詳しくは日本年金機構

ホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html



20歳になる皆さんへ国民年金保険制度のお知らせ

国民年金は、老後や、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせしています。（厚生年金保険に加入している方を除く）

○国民年金保険料と納付の種類

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,590円です（令和5年度）。

納付方法は「納付書（Pay-easyも可能）・口座振替・クレジットカード」があります。

前納制度をご利用いただくと、毎月払よりも保険料がお得になります。一番割引率が高いのは、口座振替の2年前納です。

・「付加年金制度」

定額保険料（16,590円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

※付加年金及び前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

○学生納付特例制度と免除制度・納付猶予制度

・「学生納付特例制度」

本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・「納付猶予制度」

学生ではない50歳未満で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

・「免除制度」

1号被保険者で、ご本人及び配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合や、失業した場合で納付が経済的に難しい場合などに所得に応じた保険料が免除される制度です。

■お問合せ

弘前年金事務所 ☎27・1339

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国民健康保険被保険者のみなさまへ

～今年度の特定健診はお済みですか？～

●特定健康診査（特定健診）とは

特定健康診査とは、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために行うものです。

●対象者

大鰐町に住所を有する青森県国民健康保険の被保険者のうち令和5年度中に40歳以上になる人です。

ただし、病院等へ長期入院している人、障害者施設や介護保険施設等に入所している人などは除きます。

対象者には、令和5年5月に黄色の受診券を送付しております。年度途中に資格を取得された方には、随時送付しております。紛失された方は、再発行しますので下記までご連絡ください。

●健診の内容

身体計測、診察、尿検査、血液検査、血圧測定、心電図検査などです。

●受診の方法

①集団検診・・・今年度は終了しました。（6月・7月・11月実施済み）

②個別健診・・・かかりつけの医療機関で受けられます。

受診できる医療機関の一覧を、受診券に同封していますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

受診の際は、必ず「被保険者証」と「受診券」を持参してください。

●受診券利用期限 令和6年2月29日まで

●料金 年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、上記以外の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

～みなし健診についてのお知らせ～

●「みなし健診」とは

受診券を利用せず、職場健診等で受診した際の健診結果を町へ提出していただくことで、再度健診を受診するお体の負担を軽減し、特定健診を受けたこととみなす健診のことです。

●必要な検査結果項目

「みなし健診」には、下記の全ての結果が必要です。

①身体計測（身長・体重・腹囲）

②血圧

③尿検査（蛋白・糖）

④血液データ

【血中脂質】 中性脂肪（TG）、HDL コレステロール、LDL コレステロール

【肝機能】 GOT（AST）、GPT（ALT）、γ-GTP

【糖代謝】 空腹時血糖またはHbA1c

⑤診断医師名 医師の診断

●ご協力いただける方は

令和5年度中に実施した健診結果の原本を役場④番窓口までご持参ください。

ご協力いただいた方には、町指定ごみ袋（30L 10枚入）をご用意しております。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、**「印鑑登録証（カード）」**がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】

スマートフォン：



☎：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。
受付時間は、17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。予約がない場合は、夜間窓口は開設しませんのでご了承ください。

●インターネットからのご予約
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP…「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

【一時所得のある方】

- ☐ 生命保険金等の受取に係る証明書など

【譲渡所得のある方】（不動産の売却、貴金属や書画を売却して利益を得た方）

- ☐ 売買契約書、特別控除適用に必要な証明書など

④各種控除を受けるために必要な書類

【医療費控除を受けたいとき】

- ☐ 医療費控除の明細書や領収書、医療費通知など
☐ 補てん金の額がわかるもの（生命保険から受け取った入院給付金や手術給付金など）

【障害者控除を受けたいとき】

- ☐ 身体障害者手帳などの障害の程度がわかるもの

【各種保険料の控除を受けたいとき】

- ☐ 生命保険料、地震保険料などの控除証明書または領収書

- ☐ 社会保険料（国民健康保険税を含む）、国民年金保険料などの控除証明書または領収書

【寄附金控除を受けたいとき】

- ☐ 寄附金の受領書や証明書など

⑤所得税の納付申告をされる方で振替納税を希望する方

- ☐ 申告者の通帳（または金融機関名と支店名及び口座番号のわかるもの）
☐ 通帳の届出印

⑥所得税の還付申告をされる方

- ☐ 申告者の通帳（または金融機関名と支店名及び口座番号のわかるもの）

【注意！】代理者口座は不可です。
 （準確定申告を除く）

3 申告相談日程を確認しましょう！

日程表をみて対象地区・会場を確認しましょう

▶開場…午前8時30分 ▶申告相談時間…午前9時～午後3時

相談日	曜日	相談対象地区	会場
2月 9日	金	全地区 給与・年金のみの方	大鰐町地域交流センター 「鰐 come」 (多目的ホール)
13日	火	全地区 給与・年金のみの方	
14日	水	虹貝・虹貝新田	
15日	木	島田・早瀬野	
16日	金	唐牛（1～5町内）・駒木	
19日	月	唐牛（6～10町内）・駒ノ台・日の出・前田ノ沢	
20日	火	蔵館（1, 2, 3, 6, 7, 8町内）	
21日	水	蔵館（4町内, 5町内A, 5町内B）	
22日	木	元長峰・苦木	
26日	月	長峰・九十九森	
27日	火	三ツ目内	
28日	水	居土	
29日	木	高野新田・折紙	
3月 1日	金	八幡館	
4日	月	森山・鯖石	
5日	火	宿川原	
6日	水	大鰐1町内～大鰐5町内B	
7日	木	大鰐6町内A～大鰐7町内A	
8日	金	大鰐7町内B～大鰐10町内	
9日	土	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
10日	日	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
11日	月	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
12日	火	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
13日	水	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	

※混雑を避けるために対象地区を設定していますが、相談者の都合の良い日にご来場ください。

令和6年度（令和5年分）町・県民税申告相談 ①

令和6年1月1日現在、大鰐町内に住所があった方は、令和5年中の収入・所得などについて令和6年3月15日までに大鰐町に町・県民税の申告書を提出することになっています。

町・県民税の申告書は1月第4週の回覧で配布する「申告説明書」にあるほか、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町・県民税申告書を作成するための申告相談会を3の日程で開催します。申告相談会では町・県民税申告書のほか、所得税の確定申告書の作成も支援します。

申告相談会場の開設期間は、**2月9日（金）から3月13日（水）**までです。

1 申告する必要があるか確認しましょう！ ☒チェックがついたら申告会場へお越しください

次の①から④に当てはまる方は申告する必要があります。

当てはまる項目に☒チェックマークをつけて確認してみましょう！

①給与所得者で次に該当する方

- ☐ 勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されない方（提出の有無は勤務先にご確認ください。）
- ☐ 年の途中で退職したため年末調整をしていない方
- ☐ 給与のほかにも収入がある方、または2か所以上に勤めて給与を受けた方
- ☐ 社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など年末調整に出し忘れた各種控除がある方
- ★収入が給与所得のみで、勤務先が年末調整した給与支払報告書を町に提出する方は申告が不要です。

②年金所得者で次に該当する方

- ☐ 年金所得以外の所得がある方
- ☐ 収入が非課税年金（遺族年金、障害年金）のみの方
- ☐ 社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除がある方
- ★次の要件に該当する方は申告が不要です。
 - ▶収入が公的年金収入のみの65歳未満の方で、年金収入98万円以下の方
 - ▶収入が公的年金収入のみの65歳以上の方で、年金収入148万円以下の方

③事業所得などがある方

- ☐ 農業 ☐ 営業 ☐ 不動産 ☐ 山林 ☐ 配当
- ☐ 一時（生命保険の一時金や賞金など）
- ☐ 譲渡（不動産の売却、貴金属や書画を売却して利益を得たなど）
- ☐ 雑（原稿料や講演料、生命保険の個人年金など）
- ★所得がゼロの場合や収支が収入から経費を引いた所得が少額・マイナスの場合であっても申告が必要です。また、譲渡所得（不動産売却など）があった方で、特別控除を受けるためには、確定申告が必要です。
- ※申告書の作成に当たり、領収書等は集計の上、ご来場ください。

④休職・求職中であつたために収入がなかった方で次のいずれかに該当する場合は申告しましょう

- ☐ 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方
⇒保険税及び保険料の算定資料となりますので、必ず申告をお願いします。
- ☐ 他の市町村に住んでいる方の扶養になっている方
- ④に該当する方は、3月15日～4月15日の間、役場税務課で申告を受けれます。

2 申告に必要なものをそろえましょう！ 必要書類等に☒をつけてみましょう

申告相談に行く前に、次の①から⑤までの申告に必要なものを確認し、☒チェックマークをつけてみましょう！

①本人確認書類（代理人が手続きする場合は、代理人と申告者のもの）

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ マイナンバーカードをお持ちでない方は…
マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類が必要です。

②利用者識別番号（16桁の番号です）

利用者識別番号を取得した際にプリントアウトしたものや、税務署から送付された確定申告のお知らせ等、利用者識別番号が記載されている書類をお持ち

ください。

昨年度、町の申告相談会場で所得税の確定申告書を作成した方は、町で把握しているため不要です。

③収入・経費の分かる書類

【給与所得者、公的年金などの所得がある方】

- ☐ 源泉徴収票（必ず原本が必要です。）

【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】

- ☐ 売上等収入金額がわかるもの
- ☐ 必要経費となる領収書など

6 相談時間の短縮にご協力ください！

相談時間短縮のため、次のことにご協力ください。

①医療費の領収書の仕分け

医療費控除の申告をされる方はなるべく医療費通知書を持ってきていただき、領収書を持ってくるときは、「受診した人／医療機関／調剤薬局」ごとに仕分けしてきてください。

②収入・経費の仕分け

申告していただく収入は、委託手数料や運賃手数料、協力金などの控除金額が引かれる前の額を合計してきてください。また、委託手数料や運賃手数料、協力金等は経費として申告していただくので、それぞれの合計額を計算してきてください。

③必要書類は忘れずにお持ちください。

必要書類が不足している場合は、再度会場にお越しいただき、申告のやり直しをしていただきますので、ご確認の上、お越しください。

令和5年分の所得税の確定申告書をご自身で税務署に提出する方は町への町民税・県民税の申告は不要です。

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場に移動します。

役場税務課窓口での申告相談はできませんのでご了承ください。

所得税・復興特別所得税の納期限は・・・

3月15日（金）です

3月16日以降の所得税の確定申告についてはご自身で税務署へ郵送若しくは直接持参していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

■お問合せ 税務課住民税係 ☎55・6562（直通）

令和6年度は評価替えの年度です

評価替えとは、固定資産の価格変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直す作業のことをいい、令和6年度は評価替えの年度となります。

固定資産税は、固定資産の「適正な時価」を課税標準として課税するため、本来毎年度評価（額）を見直すことが理想的ですが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価（額）を見直すことは、実務的には不可能であることや、課税事務の簡素化を図り、徴税コストを最小に抑える目的で評価替えは3年に1度のタイミングで行っています。

なお、土地の価格については、令和7年度、令和8年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、価格を修正することとなっています。

●評価替えに合わせて雑種地宅地並みの評価方式を変更します

令和6年度の評価替えに合わせて、課税明細書の地目が「雑種地宅地並み」となっている土地について評

価方式を変更します。

雑種地とは、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野のいずれにも該当しない土地のことをいい、その評価は付近の土地の価格をもとに、類似する土地との位置や形状などを考慮して評価します。雑種地のうち宅地に類似する土地を「雑種地宅地並み」といい、この雑種地宅地並みの評価方法を、「標準地比準方式」から、宅地と同じ「市街地宅地方式」へ変更します。

評価方式を変更することにより、宅地と同様に、毎年見直される路線価を評価額に反映させることができ、また使用状況や土地の形状に応じた個別の評価ができるようになります。

なお、評価方式の見直しにより、令和6年度の課税額が高くなる場合があります。高くなる方には事前にお知らせいたします。

■お問合せ

税務課資産税係 ☎55・6562（直通）

令和6年度（令和5年分）町・県民税申告相談 ②

4 所得税の申告はスマホ・パソコン・タブレットで簡単に申告できます！

所得税の確定申告をする方は、それを基に町・県民税の計算を行いますので、町・県民税の申告が不要となります。所得税の確定申告は、スマートフォン・パソコン・タブレットを使うと確定申告書の作成から電子送信まで行うことができるため、好きな時間に好きな場所で確定申告をすることができます。

「確定申告書等作成コーナー」

「確定申告を e-Tax で行う
方法についての動画解説」



5 令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります！

日本は国土の約7割が森林です。森林は温室効果ガスの削減や土砂崩れの防止、水の浄化などの多くの機能を持っていますが、それらの機能を活かすためには、しっかりと整備することが必要です。森林整備等の財源として、国から市町村へ森林環境譲与税として譲与される仕組みとなっており、その財源として、令和6年度から森林環境税が新設されます。

森林環境税の年税額は1,000円で町・県民税均等割と一緒に徴収します。町・県民税非課税の方は、森林環境税も非課税となります。

なお、東日本大震災復興からの復興を図ることを目的として、臨時的に引き上げていた町・県民税均等割の税率を元に戻すため町民の皆様にご負担していただく税額は変わりありません。

税率		平成25年度	平成26年度～ 令和5年度	令和6年度～
県民税	個人住民税 均等割	1,000円	1,500円 (うち復興特別税：500円)	1,000円
町民税		3,000円	3,500円 (うち復興特別税：500円)	3,000円
国税	森林環境税	—	—	1,000円
計		4,000円	5,000円	5,000円

要介護認定を受けている方へお知らせです

令和5年12月31日現在（申告対象期間の途中で死亡等により資格喪失した場合は当該資格喪失日現在）要介護1～5に認定されている方に、申請に基づき『障害者控除対象者認定証』を交付します。

希望される方は、町役場保健福祉課介護保険係（⑤窓口）に介護保険被保険者証と申請書を提出してください。後日認定証を送付します。

所得税及び住民税（町県民税）を申告する際に、この認定証を提示することにより、本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除）の適用を受けることができます。

※郵送での申請も受け付けております。申請書様式は町ホームページに掲載しております。

※要支援1・2の方は該当しません。

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎55・6568（直通）

令和5年度全国統一防火標語

火を消して

不安を消して つなぐ未来



甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を！

●とき

【第5回】 令和6年3月12日（火）・13日（水）
【1日目】 午前9時30分～午後4時10分
【2日目】 午前9時30分～午後4時20分
※2日間の受講が必要です。

●ところ

【第5回】 岩木文化センターあそべる「1階ホール」（弘前市賀田一丁目18番地4）

●定員 100名

●申込み

【第5回】 令和6年2月5日（月）～2月9日（金）

消防本部予防課または最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申込み受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了いたします。

●受講料

講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購入していただきます。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。

(<http://www.hirosakifd.jp/>)



●その他

新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願い致します。なお、感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止や日程変更の可能性があります。

■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎32・5104

消防水利の確保にご協力ください

消防署では、火災時に消火活動がスムーズにいくよう防火水槽や消火栓など、消防水利の確保に努めていますが、まれに防火水槽や消火栓の付近に駐車している車が見受けられます。迅速な消火活動を行うため防火水槽や消火栓の付近に車を絶対に駐車しないようにしてください。

※道路交通法にて消防水利付近は駐車禁止となっております。

特に冬期間は、雪が消防水利の確保の妨げになる恐れがあるため、防火水槽や消火栓の近くに雪を積み上げたりしないようご協力をお願いいたします。

また、狭い道路での駐車は、消防車や救急車の通行の妨げになり、現場への到着が遅れることとなりますので、緊急車両が近づいたら、速やかに車を移動しますよう、よろしくお願いいたします。



■お問合せ

東消防署南分署 ☎48・2108

■大鰐町内の火災・救急発生状況（11月末累計）

	令和5年	前年比
火 災	3件	+ 2件
救 急	414件	+ 30件



特殊詐欺の被害をなくそう！

●青森県内の令和5年11月末現在の特殊詐欺発生状況

認知件数 90件（前年比+59件）

被害金額 約3億2,413万円（前年比+約6,383万円）

未然防止件数 82件（前年比+28件）

11月末までに認知した90件のうち、23件が金融商品詐欺でした。金融商品詐欺とは、簡単に説明するともうけ話です。何度も振り込むことで被害金額が大きくなる傾向があり、幅広い世代の方が被害に遭っています。

●金融商品詐欺について

▶被害に遭うきっかけ

例) SNS に突然メッセージが届き、やりとりを続けているともうけ話を勧められる。(FX、暗号資産、金への投資をかたる手口が急増中！)

▶犯人からの甘い言葉

例)「投資のアプリをインストールして、言われた通りに操作、振り込みするだけで利益が出る。」

「SNS の投資グループの指導者に従って振り込めば儲かる。」

被害に遭わないために、注意するポイント！！

- ① SNS のやり取りしかなく、会ったことのない人の話を信用しない！
- ② お金の振込先が個人名義の口座の場合は、ほぼ詐欺なので注意！
- ③ 振り込む前に、相手のことや投資方法をインターネット等で調べる。
- ④ 振り込む前に、家族、知人、最寄りの警察署や交番等に相談する。

除排雪中の事故を防止しよう

●令和4年度の雪害発生状況

①発生件数

113件113人（-102件、-106人）死亡者10人（-3人）

②発生要因等

雪下ろし中に転落したものが最も多く、次いで屋根雪の落下によるものが多く発生しています。

また、高齢者が多く被害に遭っています。

●除排雪中の事故を防止するため、次のことに気をつけましょう

【雪下ろし中の転落事故防止】

- ①「命綱やヘルメットをつける」「滑り止めの付いた靴を履く」などをして、転落防止に十分注意しましょう。
- ②転落時に備え、屋根の下などには雪を残して作業をしましょう。
- ③梯子の昇り降りは、梯子を確実に固定し転落事故防止に十分注意しましょう。
- ④除雪作業は、家族や近所の人にも声を掛けて、できるだけ複数で行うようにしましょう。また、体調が悪い時などは無理をしないようにしましょう。
- ⑤軒下からの屋根の雪落としは、雪の下敷きにならないよう十分注意しましょう。
- ⑥晴れの日には屋根の雪がゆるんでいるので、特に注意しましょう。

【除雪機による事故防止】

- ①除雪機の点検や雪詰まりを取り除く時は、必ずエンジンを停止してから行いましょう。
- ②作業中には周りに人を近付けないようにしましょう。また、移動する際にも特に後進するときには後方や足下を確認するなど、自身や周囲の方に注意して作業しましょう。
- ③エンジンを掛けたまま除雪機から離れないようにしましょう。

冬道のスリップ事故を防止しよう

●冬期間のスリップ事故の特徴

- ①午前7時から8時台に多発傾向にあります。
- ②「追突」事故が最も多く、全体の約6割を占めています。

●冬道の安全走行のポイント

①ゆとりで走ろう、心と時間と車間距離

- ・1割以上のスピードダウン
- ・2倍以上の車間距離
- ・3分以上早めの出発

②カーブ手前では十分に減速を！

③降雪や吹雪により視界が悪いときは、昼間でもライトを点灯して、自分の車の存在を相手に見せましょう。

④坂道の走行には注意！

1割以上のスピードダウン、2倍以上の車間距離、3分以上早めの出発を！

■記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

弘前地区環境整備センターからのお知らせ

「廃材で科学を楽しもう」参加者募

廃材や段ボール、紙コップを使って不思議で楽しい科学を体験してみませんか。

●とき 2月17日(土) 午前9時30分～正午

●ところ 弘前地区環境整備センタープラザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●講師 福田智好さん(弘前市少年少女発明クラブ会長)

●定員 小学生とその保護者20組
※参加小学生一人につき保護者一人の同伴とします。

●参加料 無料

●持ち物 特にありません。

●申込方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、2月2日(金) 必着にてご郵送ください。

※往復はがき1枚につき2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、2月9日(金) までに抽選結果をお知らせします。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。

●小枝のおひな様作り教室 参加者募集
小枝と畳を使っておひな様を作ります。楽しくリユースとリサイクルを体験してオリジナルのおひな様を作ってみませんか。

●とき 2月24日(土) 午前9時30分～午前11時30分

●ところ 弘前地区環境整備センタープラ

ザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●講師 尾崎行雄さん

●対象 小学生以上10人(小学生の場合は保護者の同伴が必要です。)

●参加料 無料

●持ち物 特にありません。

※作業がしやすく、汚れても構わない服装でお越しください。

●申込方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号(日中連絡できるもの)をご記入の上2月9日(金) 必着にてご郵送ください。

※往復はがき1枚につき2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、2月16日(金) までに抽選結果をお知らせします。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。



●弘前地区環境整備センタープラザ棟

(〒036-8314 弘前市大字町田字筒井6-2) ☎36・3388

※受付時間は9時～16時

※月曜日は休館日です。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となります。

青森県民公開講座のお知らせ

心臓リハビリで心臓病の再発を予防しよう

●とき 1月25日(木) 午後3時～午後4時

●ところ

①弘前大学医学部コミュニケーションセンター(100名)

②弘前大学医学部附属病院1階 脳卒中・心臓病等総合支援センター実況中継(10名)

③ZOOM配信(100名)

●講師 石岡 新治さん(弘前大学医学部附属病院 医療技術部 リハビリテーション部門 理学療法士)

申込方法

・ホームページの「第4回青森県民公開講座から

・お電話・メールにて
申し込み
・QRコードから



※当日のお申込みやキャンセルも可能です

●青森県・弘前大学附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター

☎39・5459

☎nouchincenter@hirosaki-u.ac.jp

被害者支援活動員第13期生募集

あおもり被害者支援センターは、犯罪・交通事故により被害を受けた方やそのご家族・ご遺族に、各種支援を行う民間の被害者支援ボランティア団体です。ただ今、被害者支援活動員を募集しております。詳しくは事務局へお問い合わせください。

●事務局 公益財団法人あおもり被害者支援センター(青森市中央3-20-30)

☎017-718-2085

公立小・中学校臨時任用職員の募集について

●講師募集(令和6年4月)

公立小・中学校において、令和6年4月から勤務が可能な児童・生徒の指導に当たる講師(臨時的任用職員)を募集しています。「短時間ならできそう」など、お気軽にお問合せください。

●応募資格

小・中学校の教員免許状を所有している人

※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。

(例) 中学校(数学)の免許状を有している方が小学校で教科指導ができる。

●応募方法

ホームページ(二次元コード)から「青森県公立学校臨時的任用職員志願書」を印刷・記入の上、提出してください。

●青森県教育庁中南教育事務所

(弘前市蔵主町4)

☎32・4451



訂正とお詫び

令和5年12月号第3ページの「クッキーづくりをしました」の記事について、「鰯子クラブ」としておりましたが、正しくは「わにっこクラブ」でした。訂正しお詫び申し上げます。



行事予報



1 月

■天候等による日程の変更にご注意ください

4日(木) ○役場開庁日(通常通り8:15から開庁しています)

20日(土) ○健康フェスタ in 鰐 come (地域交流センター「鰐 come」)

27日(土) ○文化財火災防ぎょ訓練(大円寺)

2 月

9日(金) ~ ○町・県民税申告相談(会場については、P12をご確認ください)

■11月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・^く工 ^{どう}藤 いろは(大鰐10)
- ・^{との}外 ^{さき}崎 ^{りいさ}里美咲(三ツ目内A)



大鰐町の人口と世帯数

令和5年11月末日現在

人 口 8,492人

前月比 -20人

男 3,910人

女 4,582人

平均年齢 57.1歳

世帯数 4,080世帯

前月比 -6世帯

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・吹 田 キ ヤ (95歳) 駒木
- ・吹 田 以佐雄 (87歳) 駒ノ台
- ・幸 山 作 蔵 (85歳) 高野新田
- ・石 郷 富 明 (83歳) 蔵館5B
- ・成 田 フメエ (86歳) 蔵館8
- ・成 田 サ ツ (97歳) 八幡館
- ・野 呂 利 男 (75歳) 大鰐9
- ・阿 保 チ セ (91歳) 八幡館
- ・工 藤 英 子 (90歳) 元長峰
- ・山 口 忠次郎 (92歳) 虹貝
- ・渡 邊 金一郎 (100歳) 高野新田

＼12月15日スタート!／ 大鰐町LINE公式アカウント

最新情報をいつでも気軽に確認できる！

町では、大鰐町公式LINE「わにLINE」に若者世代の意見を取り入れるべく、国立大学法人弘前大学の古村ゼミナールの皆様と協力して構築を行ってきました。計5回のワークショップでいただいた意見は可能な限り反映し、今後の運用にも活用していきます。

また、この協働実績を基に、今後の更なる連携を目指すべく、同日に国立大学法人弘前大学と連携協力に関する協定を締結しました。



プロモーション動画をyoutubeにて公開中

古村ゼミナールの皆様に作成していただいたプロモーション動画です。企画・撮影・編集まで学生さん達が中心となって作成しました。右記QRコードから紹介ページを是非ご覧ください。



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

たくさんの報道陣に囲まれながらも堂々と対応していたのが印象的でした。「町民の皆さんに一軍で活躍している姿を見せたい」と意気込んでおり、今後の活躍が非常に楽しみです。

ケガのないよう頑張ってください！



広報おおわに No.744
令和6年1月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 4,000部



わになって みんなボカボカ 大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします